

仮使用Q&A
よくある問い合わせ

問	答
1. 法第6条第1項第3号建築物は使用制限の対象か。	対象外のため、仮使用認定は不要です。
2. 建築物の使用とはどのような行為を指すのか。	建築物の使用とは、人が相当時間継続して建築物に立ち入ることを指します。備品などの動産の搬入も、建築物の使用に該当します。 なお、現場管理者、工事従事者、管理人、監視員等当該建築物の工事、保守管理等の業務に直接従事する者が当該業務を遂行するために立ち入る場合は、建築物の使用とは取り扱いません。
3. 仮使用申請にかかる申請手数料の支払い方法は。	現金で福岡市収入証紙を購入する、あるいはキャッシュレス（クレジットカード・電子マネー・QRコード）での支払いが可能です。 なお、キャッシュレス決済の場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。 また、一部のカード・決済方法はご利用いただけない場合があります。
4. 建築当時旧4号建築物で、現在の法区分では2号建築物となっている建築物について、既存部分を使用しながら増築等（避難施設に関する工事を含むものに限る）の工事を行う場合、仮使用認定を受ける必要があるか。	増築等の工事完了後、法第6条第1項第1号若しくは第2号の建築物となるものは仮使用認定が必要です。ただし、共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物は使用制限の対象外となるため、仮使用認定は不要です。
5. 新築建築物の部分使用の場合、躯体工事まで完了している必要があるか。	法第20条の適用により、仮使用部分を含む棟全体の躯体工事がすべて完了していることが前提となり、部分的に躯体工事が未完了の場合は仮使用はできません。ただし、1棟でExp.J等により躯体が分断されている場合はそれぞれ構造上別の建築物とみなされる為、接する別の棟の躯体工事が未完了の場合でも仮使用が可能です。
6. 屋外の工事部分と使用部分の区画について、どのようなもので区画すればよいか。	工事内容や可燃物の有無等に応じて適切な区画が必要です。解体工事等で火花や落下物が想定される場合は、万能鋼板やシート養生等による区画が必要です。一方、外構工事のみである場合等、出火の危険性が低く安全上支障がないと考えられる場合は、フェンス等による簡易な区画でも支障ありません。
7. 仮使用期間について上限はあるか。	原則3年以内と定められています。
8. 工事期間の変更等により仮使用期間を延長する場合、手続きが必要か。	再度仮使用申請が必要です。
9. 仮使用期間中に仮使用範囲の変更を予定しているが、申請はどのように行えばよいか。	仮使用範囲の変更を予定している場合は、変更時に改めて仮使用申請が必要となります。
10. 仮使用認定を受けた後、その認定内容に影響があるような安全計画等の変更を行った場合、仮使用認定を取り直す必要があるか。	軽微な変更でない限りは、仮使用認定を取り直す（仮使用再認定の）必要があります。ただし、あらかじめ変更される場合を含めて申請を行い、認定を受けることで、一度の仮使用申請で受付することが可能な場合があります。詳細については、事前協議が必要です。
11. 指定確認検査機関で仮使用認定が可能か。	H27年6月1日施行の法改正により、指定確認検査機関においても仮使用認定が可能になりました。ただし、内容によっては特定行政庁でしか認定できない場合があります。指定確認検査機関での受付ができない場合は、お問い合わせください。